

リーガルサポートって、
成年後見制度の中で
しているの？

何を



司法書士とともに
成年後見
を考える

リーガルサポート
ニュース

legal support news



今回は、
法定後見等申立との
関わりについて
紹介します！

リーガル
サポートって
何？

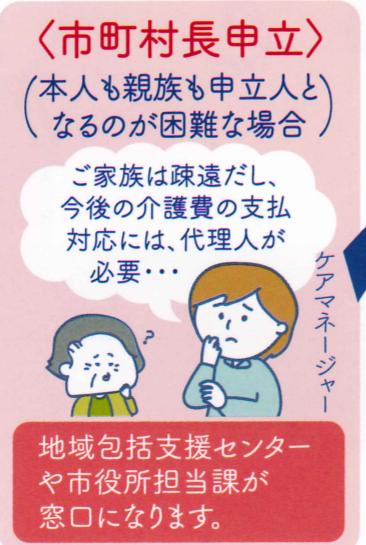
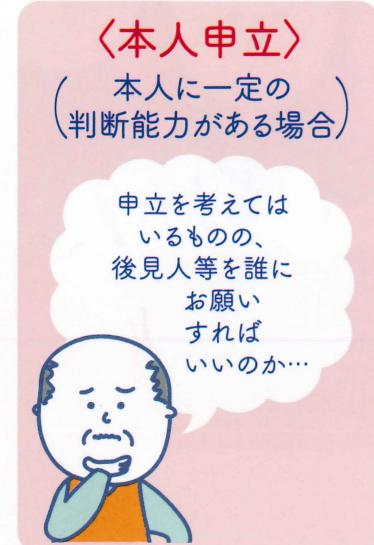
vol.1

リーガル
サポートマン

様々な段階で、リーガルサポートは法定後見等の申立をサポートしています。

「法定後見等の申立」の大まかな流れとポイント

STEP 1 申立人は?



申立の検討段階

リーガルサポートでは、所属する司法書士が申立の検討段階からご相談を承り対応しています。

- 1 電話相談や個別面談を行います。
- 2 相談内容やご希望に応じ、地域ごとに組織されたブロックへつなぎ、担当司法書士を決定します。
- 3 担当司法書士が、相談の継続、申立書類作成のサポート、後見人等候補者の依頼・受託、市町村長申立の調整などに対応します。



STEP 2 必要書類は?

診断書の取得等、申立必要書類の収集、調整が必要です。

□ 福祉・介護関係者からの事情説明書、

本人情報シートを医師に提供し、診断書を依頼します。
※申立類型(後見、保佐、補助)を決定するためにも、概ね、それが書類収集のスタートになります。

その他、戸籍、親族の同意書、財産目録(資料)、収支予定表などが必要となります。依頼に基づき、担当司法書士が、それらの収集・作成に対応させていただきます。



申立後

申立の際、後見人候補者が決まっていない、もしくは候補者としたものが妥当でないケースにつき、リーガルサポートは、家庭裁判所からの最終的な候補者の推薦依頼に対応、受託しています。

後見人等としてふさわしい司法書士を家庭裁判所に推薦します。具体的には、ご本人の居住地に応じた地域のリーガルサポート会員で、「後見人名簿」に登載されている司法書士を候補者とします。

STEP 3 家庭裁判所へ

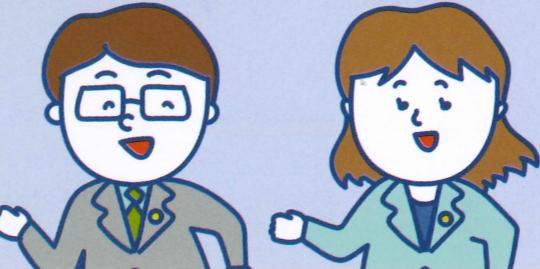
受理面接あり (申立人、候補者、本人)	原則、家裁との面談が実施されます。 (保佐、補助の申立は、原則必須。)
書面審理のみ	後見のケースで、一定の要件を満たせば申立時の上申により、面接なしで対応されることもあります。

家裁にて申立類型の相当性審理、後見人等候補者の相当性を最終的に判断します。

申立をサポートする担当司法書士が必要書類の提出や受理面接への同席なども対応します。

審判確定

後見人に選任される者(保佐・補助においては本人及び保佐人・補助人に選任される者)が審判書謄本を受領してから2週間経過後に確定(原則)



後見等申立の必要書類 Q&A

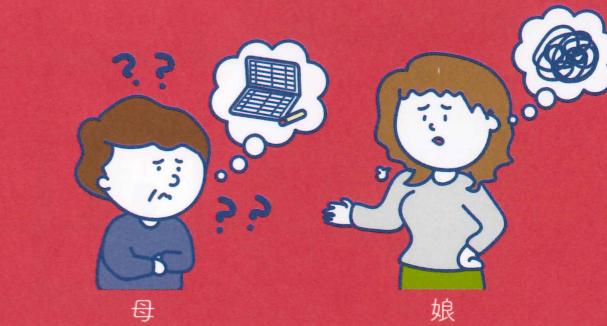
Q 「親族の同意書」は必要?

A 申立の内容や後見人等として誰が適任かについては、申立人以外の親族(おおむね推定相続人の方)の意見も参考に審理されます。そのため「親族の同意書」が後見等申立の添付書類とされています。事情により添付できない場合は省略可能ですが、その場合、親族間のトラブルを回避するためにも、司法書士などの専門職後見人が選任されることがあります。



Q 通帳等が見つからない場合は?

A 後見等申立では、本人の財産目録を調整・提出することが求められるため、資料として通帳等のコピーを添付することになります。本人や親族らが財産などを明確に把握できていないこともあります。その場合も、申立時点で把握できている限りの資料をもとに財産目録を作成し、提出することになります。より具体的な財産内容は、後見等の開始後、後見人等が代理権に基づき調査・確認し、改めて財産目録等を調整して裁判所に報告することになります。



まずはリーガルサポートまでお気軽にご相談ください!

リーガルサポートにお任せください

「成年後見制度」にのっとり、判断が不十分な方々の、暮らしと財産を守ります

リーガルサポートは、「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守れるよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。

司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。

成年後見制度

認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続や財産管理などがサポートされます。



任意後見制度

判断能力が不十分となる前に、自分で後見人と将来の契約を結ぶもの。後見人に何をしてもらうかを、あらかじめ決められます。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人等を選ぶもの。後見人はご本人のかわりに法律行為等を行います。

リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで“専門職後見人”を養成しています。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。

リーガルサポートの
**終活安心
サポート**

まだ元気な時のサポート

見守り
契約

認知症などが進んだ時
のための備え

任意後見
契約

身体がしんどくなっ
た時のサポート

財産管理等
委任契約

亡くなった後の備え
**死後事務
委任契約**

リーガル
サポート
の電話相談

Tel. 06-4790-5656 土・日・祝を除く平日 13:00~16:00

〈成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。〉

無料の面接相談も行っています

谷町四丁目／大阪司法書士会館

毎週木曜

(祝日は除く)

13:00~16:00

〈受付〉15:30まで

予約不要

Tel. 06-4790-5643

大阪市中央区和泉町1-1-6



堺東／司法書士総合相談センター堺

毎週火曜

(祝日は除く)

13:30~16:30

〈受付〉15:40まで

完全予約制

Tel. 06-6943-6099

平日10:00~16:00に
お電話でご予約ください。

堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



発行元

リーガルサポートおおさか
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
Tel. 06-4790-5643

<https://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)
<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート)